

三重県写真共有システム構築・保守運用
に係る仕様書(参考見積用)

三重県県土整備部

道路管理課

令和3年9月

目 次

内容

第1	調達案件名	1
第2	作業の概要	1
1	背景と目的	1
2	システム概要	1
第3	機能要件	2
1	機能要件	2
第4	非機能要件	2
1	規模要件	2
(1)	接続回線	2
(2)	利用者数	2
(3)	利用者環境	2
(4)	主なデータ量	3
2	性能要件	3
3	信頼性要件	3
4	拡張性・柔軟性要件	3
5	情報セキュリティ要件	3
6	システム稼働環境要件	3
7	作業内容・成果物	4
(1)	作業工程	4
(2)	履行期間	5
(3)	打ち合せ	5
(4)	納入成果物	5
(5)	試行	7
(6)	説明会	7
第5	保守運用	8
1	保守契約期間	8
2	運用時間・システム管理	8
3	業務計画	8
4	業務報告	8
5	ヘルプデスク・障害対応等	8
6	業務継続性	9

(1)業務継続性に係る想定リスク.....	9
(2)発災時における対応	9
7 保守要件	9
(1)ソフトウェア保守要件	9
(2)サービス利用停止時のデータ提供.....	9
(3)データセンター利用料等	9
第6 作業体制及び方法	9
1 作業体制	9
2 機器導入	10
第7 情報セキュリティに関する受注者の責任.....	10
第8 遵守すべき法令等.....	10
第9 受注者の義務.....	11
第10 支払条件	11
第11 著作権等	11
第12 工業所有権.....	12
第13 第三者の権利侵害	12
第14 契約不適合担保責任.....	13
第15 機密保持	13
第16 再委託の制限.....	13
第17 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置.....	13
第18 環境への配慮事項	14

第1 調達案件名

三重県写真共有システム構築・保守運用業務委託

第2 作業の概要

1 背景と目的

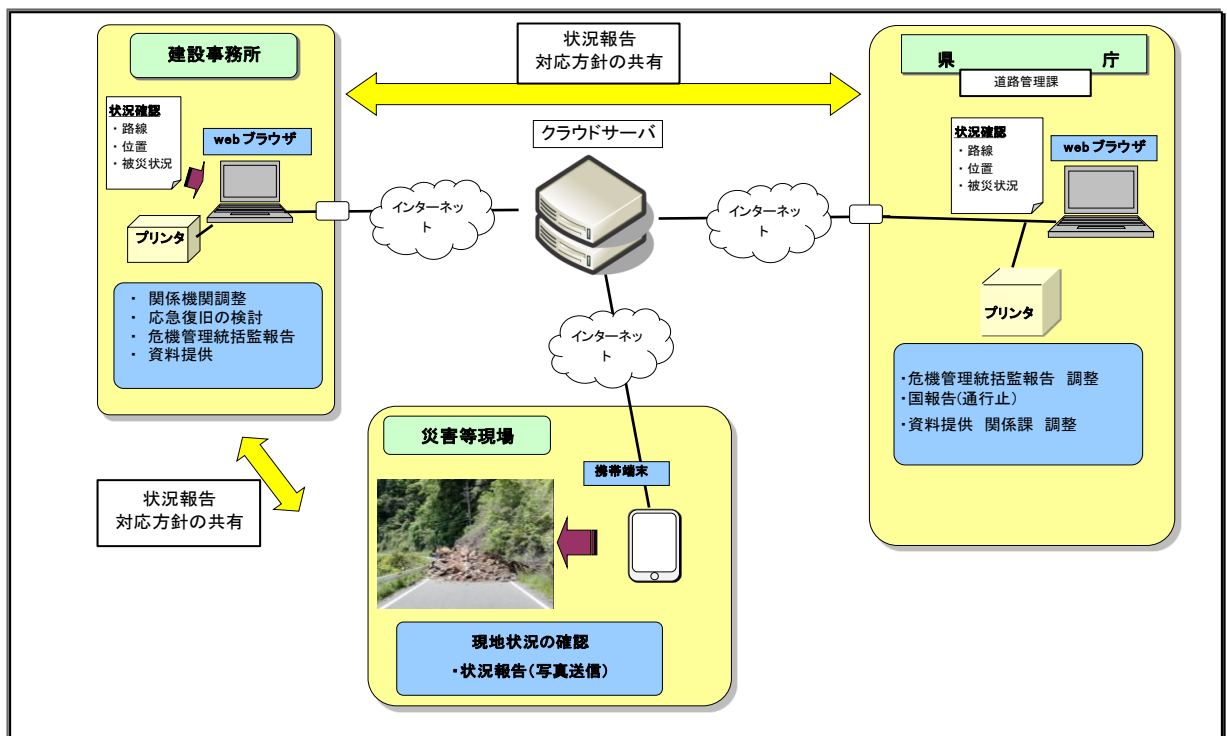
道路災害や事故の発生は、危機管理上、県民生活に好ましくない影響を与える事態の発生であり、道路管理者には、現地状況の迅速且つ正確な把握による適切な初動対応が求められる。

現状では、災害や事故等の緊急事案が発生した場合、現地の状況を建設事務所(又は県庁関係課)と共有する手段は、携帯電話と携帯端末からの写真送信で行われている。

しかし、山間地域等においては、現地から送信される写真のみでは、正確な位置特定が困難な場合があり、応急対応等の支障となることが懸念されるため、現地と建設事務所等で現地の写真や位置情報をリアルタイムに共有するためのシステム(以下、「写真共有システム」という。)の導入を行う。

2 システム概要

写真共有システムは、現地で撮影した写真データ、位置情報を携帯端末からクラウド上に保存し、他端末から web アクセスすることにより地図上に位置を表示するとともに、現地写真をリアルタイムに共有できるシステムとする。



第3 機能要件

1 機能要件

写真共有システムの機能は、現場と事務所間等の情報共有を迅速且つ正確に行うシステムとしてサービス提供型(SaaS/ASP)による構築とする。

受注者においては、機能要件(別紙1)を実現すべく設計を行い、システムを構築すること。

第4 非機能要件

1 規模要件

(1) 接続回線

【クライアント PC】

三重県行政 WAN 又はインターネット回線の利用とする。

インターネット接続は県仮想接続環境又は LGWAN 利用とする。

【携帯端末】

スマートフォン(LTE 回線)は、GPS 機能付き公用端末を使用する。

なお、スマートフォンは、三重県所有及び別途通信会社と契約済。

(2) 利用者数

建設事務所及び県庁(県土整備部)の職員が使用。

①ユーザー数(想定)

【通常時】 各建設事務所(維持管理担当課) 200 ユーザー(20 人×10 事務所)
県土整備部(道路管理課) 10 ユーザー

【災害時】 各部署計 1,000 ユーザー(最大想定)

②同時接続可能数:50

③必要アカウント数

システム利用に係るアカウントについては、複数の職員が同一アカウントを使用した利用を想定しており、必要アカウント数は、以下を想定している。

クライアント PC 用 1個/建設事務所 × (10 事務所+県庁 5) = 15

携帯端末用 1個/端末 × 5 台/事務所×10 事務所 = 50 合計 65

なお、アカウント数は、追加可能であること。

(3) 利用者環境

利用者の業務用端末(クライアント PC)の WEB ブラウザから利用することを想定しており、端末のスペックは以下を基本とする。

【クライアント PC】

- ・OS:Microsoft Windows 8.1 及び 10 64bit 版
- ・ブラウザ:Microsoft InternetExplorer11 、Google Chrome
- ・CPU:最も低い性能で Intel Core i3 (2 コア) 2.0GHz
- ・メインメモリ:最も低い性能で 2GB
- ・HDD:最も少ない容量で 250GB

- ・ディスプレイ:最も低い性能で 13.3～15.6 インチ 1366×768ドット
- ・回線速度:最も細い回線で 8Mbps

【携帯端末】

- ・通信方式 4GLTE
- ・標準(背面)カメラ画素数 1000 万画素
- ・GPS 有
- ・画面サイズ 5.0 インチ相当以上
- ・OS Andoroid

(4) 主なデータ量

想定件数:8,000 件/年 (800 件/年×10 建設事務所)

2 性能要件

端末利用者にとって快適な作業を実現でき、かつシステムの日常運用を円滑に進めることができることとし、別紙2に示す性能要件を実現すること。

3 信頼性要件

システム停止等の信頼性要件については、別紙2に示す要件を実現すること。

4 拡張性・柔軟性要件

システムの拡張性等については、別紙2に示す要件を実現すること。

5 情報セキュリティ要件

本システムのセキュリティ対策について、別紙2に示す要件を実現すること。

6 システム稼働環境要件

(1) 利用者が使用するインターネット接続用の仮想端末の仕様については、以下のとおり。

項目	仕様
仮想化方式	SBC 方式
CPU	Xeon E5-2697A v4 (2.60GHz)
1 台あたりの割り当てコア数	5 コア
1 台あたりの割り当てメモリ	32GB
1 台あたりの最大同時接続ユーザ	30
OS	Winodws Server 2012 R2
ブラウザ	Internet Explorer 11、chrome
標準画面解像度	1,366×768 ※物理端末に準じるため、変更の可能性がある。

(2) ネットワーク構成

三重県のネットワーク環境は、別添「三重県行政 WAN 概要図」に示す。

三重県行政 WAN との接続においては、以下の通信プロトコルに限定されていることに留意すること。

【インターネット接続の場合】

NO	通信元	通信先	許可プロトコル
1	インターネット接続用 仮想端末	インターネット	http,https(Proxy 経由)
2	インターネット	インターネット接続用 仮想端末	通信不可

【LGWAN 接続の場合】

NO	通信元	通信先	許可プロトコル
1	業務系(一人一台パソコン設置)セグメント	LGWAN 接続	http,https(Proxy 経由)
2	LGWAN 接続	業務系(一人一台パソコン設置)セグメント	通信不可

【インターネット接続の場合】

インターネット接続用仮想端末から、一人一台パソコンへのファイル転送に際しては、無害化等の検疫をかけている点に留意すること。また、ファイル転送可能な主なファイル形式は以下のとおり。(ファイルは無害化処理により、マクロ等が除去されます。)

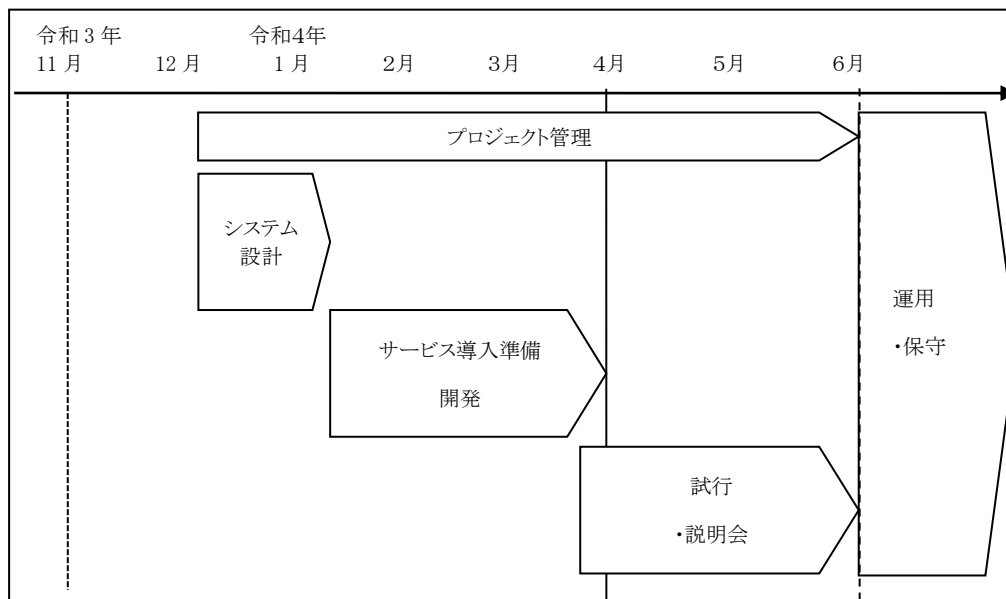
NO	ファイル形式	拡張子
1	Microsoft Word	doc、docx、docm
2	Microsoft Excel	xls、xlsx、xlsm
3	Microsoft PowerPoint	ppt、pptx
4	PDF	pdf
5	テキストファイル	txt
6	CSV ファイル	csv
7	LZH ファイル	lzh
8	ZIP ファイル	zip

7 作業内容・成果物

(1) 作業工程

本業務は、サービス提供型(SaaS/ASP)により、各要件を踏まえたシステム構築及び保守運用を行う。

また、令和3年度内に試行を開始する。



(2) 履行期間

本業務の委託期間を以下に定めるものとする。

履行期間：契約日から令和5年3月31日まで

なお、工程毎の履行期間は以下を基本とし、工程を早めることも発注者との協議により可能とする。

	工程	期間
1	システム設計	令和3年12月上旬(契約日)～令和4年1月16日
2	サービス導入準備	令和4年1月17日～令和4年3月27日
3	試行・説明会	令和4年3月28日～令和4年5月31日
4	運用・保守	令和4年6月1日～令和5年3月31日

(3) 打ち合せ

業務にかかる打ち合せは、初年度については、契約後及び3月末、2年目以降は、年度当初及び3月末の年2回を基本とする。

(4) 納入成果物

(ア) 納入期限

- ① 操作マニュアル、説明会資料
令和4年4月内
- ② 上記以外の成果物(保守運用関係を除く)
令和4年5月20日(金)
- ③ 保守運用報告書、打合せ記録簿
令和5年3月31日(金)

(イ) 納入成果物一覧

要件	成果物名	内容の例
システム設計	システム仕様書	機能一覧、画面一覧、画面遷移図、画面設計書、ER 図、データベース設計書
試行	試行報告書	試行による改善点
	説明会資料	
	受入れテスト計画書	テスト実施手順等
運用・保守	操作マニュアル(ユーザ用)	システム利用者が使用するマニュアル
	操作マニュアル(システム管理者用)	システム管理者の独自機能を有する場合
	保守運用計画書	実施体制、連絡先等
	業務報告書	保守運用実績等
	打合せ議事録等	議事録(打合せ終了後速やかに提出)
作業計画書 作業体制、 プロジェクト管理	プロジェクト実行計画書及びスケジュール	プロジェクト実行計画書及びスケジュールについては、契約後 14 日以内に原案を作成・提出し、三重県の承認を得た上で決定する。 なお、プロジェクト実行計画書等は、作業の進捗状況に合わせ随時内容の更新及び詳細化を図る。
	担当者名簿	
	プロジェクト体制図及び役割分担表	作業、機密保持、品質管理など
	管理表	情報セキュリティ対策、進捗管理、品質管理、仕様変更管理(仕様変更管理簿)
	報告書	作業報告、臨時・緊急報告等個別報告書(必要に応じて作成・提出)
	打合せ議事録等	議事録(打合せ終了後速やかに提出)

表 成果物一覧表

- ① 納入成果物については、次のとおりとする。
- a 紙媒体(パイプファイル等を使用して、各丁を取り外せる形で編てつすること)及び電子ファイル(Word、EXCEL 及び PDF ファイル)で保存した CD-R 等で納品すること。
 - b 用紙は、A4 判縦置き、横書き、左とじを原則とし、図表については、必要に応じ、A3 判を使用することができるものとする。
 - c 使用言語は、日本語で記述し、英文等を引用する場合は、日本語訳を併記すること。
 - d 容易に加除できる仕組とし、変更履歴を付けて変更管理が行えるようにすること。

② 受注者が提出した作業計画書、報告書、各種管理表、議事録及びその他資料等については、必要な加筆修正を行い担当職員の承認を受けたものをすべて編てつし、指定された納入期限までに納入すること

(ウ) 納入場所、納入条件

三重県津市広明町 13 番地 県土整備部 道路管理課

なお、詳細については、担当職員の指示に従うこと。

(エ) 検収方法

① 受入テスト

a テストは、三重県が別途承認する「受入テスト計画書」に基づいて行うものとし、受注者は、このテストの支援を行うこと。

b 受注者は、「受入テスト計画書」に対する結果を取りまとめる作業に協力すること。

c 受注者は、テストにおいて不具合が発見された場合、三重県の指示に従い、適切な処置を施すこと。

d テスト時に使用した一時ファイル等の不要なファイル等は、受入テスト終了後、受注者において削除すること。

② 部分完成検査

a 受注者は、システム構築が完了した場合は、本運用を開始する1週間前までに部分完成報告書により発注者へ届け出るものとする。

b 発注者は、本運用までにシステム構築にかかる納入成果物一式について検査する。

c 受注者は、検査において指摘があった場合には、検査員等の指示に従い、適切な処置を施すこと。

d 受注者は、部分完成検査に合格した場合は、指定部分引渡書により、発注者へ引き渡すものとする。

(5) 試行

(ア) 実施期間

実施期間は、令和4年3月28日から令和4年5月31日までとする。

なお、工程を早めることも発注者との協議により可能とする。

(イ) 実施対象

全利用者を対象とする。

(ウ) 実施内容

試行の段階において、全機能が使用できることとし、不具合等が判明した場合には、速やかに修正する。

(6) 説明会

(ア) 実施期間

実施期間は、令和4年3月28日から令和4年5月31日までとする。

なお、工程を早めることも発注者との協議により可能とする。

(イ) web 説明会

受注者は、職員を対象とした web 説明会を 2 回、開催すること。

(ウ) 講習用ビデオの作成

オフライン講習用として、使用方法に係る講習用ビデオを作成し、県クライアント PC 上で再生できる動画形式により提出ものとする。

(エ) その他

詳細については、発注者との協議とする。

第5 保守運用

システム操作方法、システム障害発生時の連絡等、メールによる問い合わせ対応、並びにシステムの運用上、軽微(協議の上)なシステム改良が必要となった場合の対応を行う。

なお、問い合わせ対応、システム修正等については、年間 50 時間までの作業量を含むものとし、必要に応じて、受発注者間の協議により変更できるものとする。

1 保守契約期間

本システムの保守契約期間は、本運用開始から令和5年3月31日とする。

なお、令和5年度以降の保守契約は、別途契約とする。

2 運用時間・システム管理

システムの運用時間は休日を含む365日を基本とする。

ただし、システムメンテナンス等により、一時的にシステムの停止が必要となる場合はこの限りではない

3 業務計画

締結後 14 日以内に運用保守業務にかかる年度ごとの計画について、以下の項目を記載した業務計画書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

- ・業務概要
- ・実施方針
- ・実施工程
- ・実施体制
- ・業務継続性
- ・打合せ計画
- ・連絡体制

4 業務報告

半期ごとに保守運用業務全体の報告を行い、三重県の承認を得るものとする。

だし、故障対応を行った場合は、その都度、報告を行うものとする。

5 ヘルプデスク・障害対応等

(1) システム操作方法、システム障害発生時の対応

・応答時間は、三重県庁開庁日時を基本とする。

通常時間内に発生した障害等には直ちに、通常時間外に認知した障害等には速やかに対応するものとする。

- ・連絡を受けた日から3日以内の返答を原則とする。
- (2) 障害事後対応を実施した際には、対応内容に応じて必要があればマニュアル等の修正を行う。また、軽微（協議の上）なシステム改良が必要となった場合の対応を行う。

6 業務継続性

- (1) 業務継続性に係る想定リスク
 - ・地震、火災、風水害等、攻撃等による直接的なセンター設備、システムの破損
 - ・センター周辺のライフライン（電力、通信、交通等）の機能不全によるシステムの長時間停止
- (2) 発災時における対応
 - ・発災時に備え、本システムの業務継続に関して、以下について業務計画書に記載すること。
 - ・発災時の対応（被災状況の確認、保守業者による復旧対応）に関するチェックリスト
 - ・発災時の連絡体制表

7 保守要件

- (1) ソフトウェア保守要件
 - 受注者は、不具合が発生した際、早急な修正対象の特定と修正計画が可能な仕組みを用意すること。
- (2) サービス利用停止時のデータ提供
 - サービス利用停止時において、発注者において必要な場合は、保存データの提供を受注者へ依頼することができる。この場合、受注者は、速やかにデータ提供を行うものとする。
- (3) データセンター利用料等
 - 保守内容には、年間の SaaS/ASP 利用料、ソフトウェアライセンス料等の必要経費を含むものとする。

第6 作業体制及び方法

1 作業体制

- (1) 体制
 - 受注者は、本業務を履行できる体制を設けるとともに、作業に先立ち以下の事項について提出し、担当者の了承を得ること。
 - また、受注者は、本業務の履行が確実に行われるよう、本業務の全期間にわたって、必要となるスキル、経験を有した要員を配置すること。
 - (ア) 受注者側の体制
 - (イ) 受注者側の責任者（品質管理責任者等含む）
 - (ウ) 主任担当者（プロジェクト管理）
 - (エ) 連絡体制（受注者側の対応窓口）
- (2) システムテスト（開発を行う工程におけるテスト）
 - 受注者はテストに先立ち「テスト計画書」を提出し、職員の了承を得ること。
- (3) 開発環境
 - 本業務における開発環境は、受注者の負担と責任において確保すること。

2 機器導入

SaaS/ASP のため本項目は対象外。

第7 情報セキュリティに関する受注者の責任

- 1 受注者は、三重県電子情報安全対策基準及び受注者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。
なお、三重県電子情報安全対策基準については、受注者のみに提示する。
- 2 受注者は、本業務に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物(関係者個人の所有物等、受注者管理外のもの指す。以下、同じ。)コンピュータ及び私物記録媒体(USB メモリ等)に三重県に関連する情報を保存すること及び本業務に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止するものとする。
- 3 受注者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、職員に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受注者は履行状況について、三重県が自ら確認しようとすることに協力するものとする。
- 4 受注者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について三重県が改善を求めた場合には、三重県と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- 5 受注者は、本業務に係る作業中及び契約に定める瑕疵担保責任の期間中において、受注者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに職員へ報告の上、受注者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。
 - (1) 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
 - (2) 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、三重県へ提出して承認を得ること。
 - (3) 再発防止対策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
 - (4) 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施すること。

第8 遵守すべき法令等

- 1 受注者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号)等の関係法規を遵守すること。
- 2 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)及び受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

第9 受注者の義務

- 1 本業務の遂行に当たっては、三重県の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うこと。
- 2 本業務において、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上、当然必要な事項については、受注者が責任を持って対応すること。
- 3 契約書及び仕様書に明示されているすべての業務に対し、いかなる場合においても三重県に別途費用を請求することはできない。ただし、三重県の要求仕様の変更による追加費用については別途協議を行うものとする。
- 4 システム開発に当たり連携する外部システムの開発・保守事業者の協力を得る場合は、職員と十分な調整を図り、受注者の負担と責任において実施すること。

第10 支払条件

完成検査又は部分完成検査に合格後、該当年度分の委託金額を支払うものとする。

第11 著作権等

- 1 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムの著作権は、受注者又は開発元に帰属する。
- 2 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムなどを除く一切の資料・データ(帳票、CSV ファイル、データベースの説明資料、マスタテーブルと各テーブルの対応関係(リレーション)を説明する資料、画面とデータベースの対応を説明する資料、三重県職員に対する研修資料等)の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- 3 著作権及び著作者人格権等については、以下に定めるところによる。
- 4 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、同法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果品のうち三重県又は受注者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- 5 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受注者以外の第三者に帰属している場合は、受注者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、三重県に譲渡するものとする。
- 6 成果品等のうち、上記 4 の規定の対象外で著作権が受注者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
- 7 成果品等のうち、上記 4 の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受注者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

- 8 三重県は著作権法第 20 条第 2 項、第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- 9 受注者は、上記 4 に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- 10 受注者は、上記 5 に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- 11 前 2 項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- 12 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- 13 受注者が受注者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- 14 本契約、仕様書等にいう成果品等には、上記 1 を除き、すべて所有権及び著作権等が三重県に帰属する旨の表示をするものとする。

第12 工業所有権

- 1 委託業務の履行に関連して三重県及び受注者が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権(以下「工業所有権」という。)を獲得した場合、三重県が成果品等を利用(委託業務の目的に沿った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。)するために必要な範囲において三重県・受注者相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、三重県及び受注者は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、三重県及び受注者は、特許法第 38 条、意匠法第 15 条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。
- 2 受注者が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、受注者は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。
- 3 受注者が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、三重県が成果品等を利用するために必要な範囲において、三重県又は三重県の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。
- 4 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

第13 第三者の権利侵害

- 1 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)

がなされ、三重県から受注者へ処理の要請があった場合、受注者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受注者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受注者が処理するために必要な権限を受注者に委任するとともに、必要な協力を受注者に行うものとする。

- 2 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受注者協議の上、受注者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - (1) 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - (2) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
 - (3) 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

第14 契約不適合担保責任

- 1 三重県は、成果品の提出を受けた後に隠れた瑕疵を発見したときは、受注者に瑕疵の補正を請求することができる。
- 2 前項の規定による瑕疵の補正は、三重県が不適合の事実を知ってから1年以内かつ引き渡しを受けた日から5年以内に請求しなければならない。

第15 機密保持

- 1 受注者は、受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務を遂行するうえで知り得た個人情報及び機密情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- 2 受注者が個人情報の処理等を行う場合は、三重県個人情報保護条例に基づき個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。

第16 再委託の制限

- 1 受注者は、三重県の承認を得ないで業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定は、受注者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

第17 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置

- 1 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (1) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

- (3) 三重県に報告すること。
 - (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- 2 受注者が1の(2)又は(3)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置をとるものとする。

第18 環境への配慮事項

- 1 「みえ・グリーン購入基本方針」及び「令和3年度環境物品等の調達方針」に適合していること。

■システム機能一覧

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	
共通 (閲覧web ブラウザ)	画面表示	表示制御	表示制御	1	背景地図は、国土地理院地図相当以上のもので表示できる。	一般 利用者	
				2	スクロールバー等により表示領域を移動・拡大縮小する場合は、マウスホイール及び携帯端末では、ピッチアウト操作に対応すること。	一般 利用者	
				3	メニュー画面及び地図画面において、ウィンドウサイズを任意の大きさにできること。	一般 利用者	
				4	地図画面において、登録箇所はアイコンや縮小写真等で表示する。(クライアントPC必須)	一般 利用者	
				5	同一箇所複数の写真データを登録できること。	一般 利用者	
				6	登録済データの位置補正を画面上で行えること。	一般 利用者	
				7	登録一覧の表示ができること。 日付別、カテゴリ区分による抽出表示ができること。(クライアントPC必須)	一般 利用者	
				8	登録位置情報の補正が行えること。	一般 利用者	
		タイムアウト	タイムアウト	9	システムログイン後、一定時間操作をしなかった場合は、予め設定された時間で自動的にログアウト又は切断を行えること。	一般 利用者	
	画面入力	画面入力	文字等入力		10	左からの横書き入力とする。 漢字が使用できること。 仮名、英数字、記号は全角半角で使用できること。	一般 利用者
11					表示されるテキストデータについては、クリップボード経由でワード、エクセル等に対してデータ貼り付けができること。また、クリップボードのテキストデータを入力欄に貼り付けができること。	一般 利用者	
ファイル管理		保存	ダウンロード	12	登録済みの写真データをクライアントPC内に保存できること。	一般 利用者	
		削除	データ削除	13	データの整理上、登録データの削除が可能であること。	一般 利用者	
ヘルプ		ヘルプ	マニュアル参照		14	利用者向けマニュアルが画面上で参照できること。(クライアントPC必須)	一般 利用者
					15	管理者向けマニュアルが画面上で参照できること。(クライアントPC必須)	一般 利用者
	ヘルプ		16	ヘルプ機能を使用できること。(クライアントPC必須)	一般 利用者		
携帯端末	画面入力	画面入力	画像登録	17	画像の登録は、端末に保存済みの画像及びカメラアプリから直接撮影した画像の両方から選択できる。	一般 利用者	
帳票出力	帳票出力	変換	エクセルファイル	18	地図、写真の出力レポートをEXCELファイルに変換し、クライアントPCに保存できること。	一般 利用者	
管理	管理	パスワード	入力ルール設定	19	半角英数記号で8文字以上で設定できること。 英字については大文字小文字も使用できること。	システム 管理者	
			パスワード変更・再交付	20	すべての利用者のパスワードを変更もしくは再交付できること。	システム 管理者	

※システム管理者の利用権限は、一般利用者の権限を包括する

項番	要件	大項目	小項目
1	性能要件	①前提条件	ピーク時処理件数 登録件数 100件/時間 地図画面への同時アクセス数 100件/時間 帳票出力 360枚/時間
2		②レスポンス時間	オンライン処理のレスポンス時間の目標値は、平常時5秒以内とする。 前項記載のデータ量を処理しきれること。
3		③データ保存期間	システムにおけるデータ保存期間は、1年以上を確保するものとする。
4	信頼性要件	①UPS対応	停電や電源障害時の不意のシステムダウンを防止するために、UPS（無停電電源装置）を備えること。UPSはそれぞれの筐体で個別に用意する必要はないが、本システムを安全に停止できるだけの時間稼働できるだけの容量を確保できること。
5		②バックアップ対応	システム利用者の不注意、故意等によるデータの消失対策として、データベースファイルのバックアップをとり、必要に応じてファイル単位でのデータリストアを可能とする仕組みを設ける。
6	拡張性・柔軟性要件	①データベース、ファイルの増加への対応	将来、歴年で保有するデータベースやファイルについては、調達において指定した量の10倍になっても、プログラムやファイル等を改修することなく対応できるようにすること。
7		②アカウント数の追加	一時的な利用者増加に伴う、導入当初のアカウント数を超える利用者数が必要になった場合も、追加可能であること。
8		③データ容量の増設	稼働後にデータ容量が不足した場合は、増設を可能とすること。
9	セキュリティ要件	①権限要件	・システム管理者の職員は、全ての機能が利用できること。 ・建設事務所の職員は、システム管理者以外の全ての機能が利用できること。
10		②セキュリティ対策	想定される脅威を整理し、契約後に示す「三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）」に従った対策ができること。詳細については、受発注者間協議とする。
11		③データセンターのセキュリティ対策	本システムの稼働環境（クラウド基盤）が設置される本番のデータセンターは日本国内に設置されたものとし、日本データセンター協会が提唱する「ティア3」相当の対策が講じられていること。